

相手国政府・相手国際機関 (注1)	名 称	協 力 の 目 的 及 び 内 容	贈与の限度額又は贈与の供与期限 (注2)	署名日 署名地 (年月日) (注3)	署 名 者	告示日 告示番号 (注4)
トーゴ	食糧援助に関する日本政府とトーゴ共和国政府との間の交換公文	食糧援助規約に関連して行われる食糧援助を実施するために必要な生産物及び役務の購入	350,000千円 -----	2022.8.11 ロメで (同日)	日本側 一方井克哉在トーゴ大使 トーゴ側 アン・トロン・シクバ・ベニニ農業・畜産・農村開発大臣	2022.10.14 346号

- (注1) 国名については、正式名称ではなく一般名称を用いている。  
(注2) 贈与の供与期限について定めのないものは、-----と記している。  
(注3) 日付については、○年△月□日を○△□と記している。  
(注4) 告示番号は、官報における外務省告示番号をいう。